

**資料 2 - 36 炭化水素系物質に係る指定施設の種別別内訳 (平成20年3月31日現在)**

規則番号	施設種類	施設数	割合 (%)
5	有機溶剤貯蔵施設	307	80.4
1	原油貯蔵施設	11	2.9
2	揮発油貯蔵施設	39	10.2
3	ナフサ貯蔵施設	25	6.5
合計		382	100.0

規則とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第4条のことです。

(四日市市管轄分を除く)